平成２６年（フ）第２５５号
石川県河北郡津幡町字清水ヘ343番地４
債務者　中谷　新平
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩野美穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３４８号
兵庫県芦屋市六麓荘町11番32号
債務者　中尾　康三
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１６号
秋田県由利本荘市八幡下181番地
債務者　岩井川美樹（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第７５号
福島県須賀川市並木町98番地１
債務者　佐藤フミ子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
福島県白河市東前町１番地33　青山ハイツ101
債務者　市川　啓壽
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
長野県松本市浅間温泉１丁目13番５号
債務者　松橋　照彦
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３９号
岐阜県可児郡御嵩町中2105番地26、前住所岐阜県可児郡御嵩町御嵩1754番地６
債務者　中川　　明
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第９７３号
名古屋市南区呼続３丁目15番56号　セリバテール呼続302号
債務者　金原　省吾
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０６号
三重県亀山市関町鷲山336番地、前住所三重県鈴鹿市西条６丁目101番地　雇用促進住宅２―406
債務者　曽我　志保
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１０号
三重県亀山市田村町552番地２　藤田ハイツＢ棟202
債務者　村田　直美（旧姓紀平）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１２５号
大津市北小松334番地の１
債務者　福嶋万由美（旧姓西橋）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８５号
大津市大将軍３丁目25番１号　Ｓｅｔａ　Ｎｉｎｅ　Ｏｎｅ101号、住民票上の住所大津市大江５丁目19番23号
債務者　カリカリ博士こと　松浦すみ子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８８号
山口県下関市豊浦町大字涌田後地360番地10、住民票上の住所山口県下関市長府中尾町２番28号
債務者　見原　省造
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
山口県下関市秋根南町１丁目５番28―405号
債務者　小野　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
福岡県田川郡糸田町1590番地１
債務者　白坂　政紀
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第４５号
福岡県田川市大字弓削田3301番地１
債務者　野相　　聡
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所田川支部